

(要領様式第1号)

### 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 佐地環第30-1号  
令和6年4月2日

長野県佐久地域振興局長

#### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

#### 2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社柳沢土木 代表取締役 柳澤 光輝 長野県北佐久郡軽井沢町大字発地 2898 番地	
申請の区分 (I)	一般廃棄物処理施設設置許可	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保 2830 番 1
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設 (移動式兼用)
	③処理を行う廃棄物の種類	破砕する一般廃棄物 木くず (特別管理一般廃棄物を除く。)
	④廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 15.84 t/日 (1.98 t/h 8時間稼働)
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新 旧
申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設設置許可	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保 2830 番 1
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設 (移動式兼用)
	③処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物を除く。)
	④廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 15.84 t/日 (1.98 t/h 8時間稼働)
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新 旧
申請の区分 (III)	一般廃棄物処理施設変更許可	
	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保 2830 番 1
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設 (移動式兼用)

条例第39条	③処理を行う廃棄物の種類	破砕する一般廃棄物 木くず（特別管理一般廃棄物を除く。）	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 6.24 t / 日 (0.78 t / h 8時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
騒音、振動の管理目標値 (事業場敷地境界) 騒音レベル：70 dB以下 振動レベル：70 dB以下		騒音、振動の管理目標値 (最寄り住宅側敷地境界) 騒音レベル：65 dB以下 振動レベル：65 dB以下 (住宅側以外の敷地境界) 騒音レベル：70 dB以下 振動レベル：70 dB以下	
申請の区分 (IV)		産業廃棄物処理施設変更許可	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保 2830番1	
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設（移動式兼用）	
	③処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 木くず（特別管理産業廃棄物を除く。）	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 6.24 t / 日 (0.78 t / h 8時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
騒音、振動の管理目標値 (事業場敷地境界) 騒音レベル：70 dB以下 振動レベル：70 dB以下		騒音、振動の管理目標値 (最寄り住宅側敷地境界) 騒音レベル：65 dB以下 振動レベル：65 dB以下 (住宅側以外の敷地境界) 騒音レベル：70 dB以下 振動レベル：70 dB以下	
条例第39条	⑩対象周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 軽井沢町 杉瓜区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
	⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・軽井沢町長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 長野県北佐久郡軽井沢町大字発地 2898番地 株式会社柳沢土木 (期間) 事業計画協議終了まで(土日、祝日を除く。) (時間) 午前9時から午後5時まで	
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和6年5月26日(日) 午前10時から (場所) 軽井沢町杉瓜区軽井沢公民館杉瓜分館 (北佐久郡軽井沢町大字発地 2834番地1)	

関係図書 の縦覧	縦覧に供する場所	長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	事業計画協議終了まで (土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

### 3 提出できる意見

根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
第 41 条	○第 36 条第 1 項の関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17 号	提出期限 令和 6 年 6 月 25 日 (火) 提出先 〒389-0207 長野県北佐久郡軽井沢町 大字発地 2898 番地 株式会社柳沢土木 (意見書の写しを佐久地域振興局にも提出できます。) 【写しの提出先】 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 長野県佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本産業規格 A 列 4 番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。